

ワルシヤワ連盟協約の成立

——一六世紀のポーランドにおける宗教的寛容の法的基盤——

小 山 哲

【要約】 一六世紀から一七世紀半にかけてポーランドは「異端者の避難所」となった。西欧では生存を認められない急進的宗派をも含む多様な宗派の平和共存が可能となったのは、なぜか。本稿では、この問題を考える手がかりとして、ヤギエウオ王朝断絶後の空位期に宗教的平和を保障するために結ばれたワルシヤワ連盟協約を取り上げ、その内容と成立過程を検討した。その結果、既にヤギエウオ王朝断絶前に複合民族國家の伝統とシュラフタの身分的結合に由来する執行権力の機能不全により事実上の寛容が支配していたこと、連盟協約の意図は新たな体制の創出ではなく、空位期という非常時に可能な限り現状を維持することにあつたこと、この協約によりプロテスタント側は従来通り生存する権利を保障される一方、カトリック側は「領主の信仰選択権」問題を意図的に曖昧なものにとどめると同時に聖職の保全を取り付けたこと、が明らかとなった。

史林 七三卷五号 一九九〇年九月

はじめに※

イタリア人反三位一体派ベルナルディノ・オキーノ Bernardino Ochino が七六歳の高齡にもかかわらず冬の最中にチューリヒを追放されて東に向かったのは一五六三年末のことであった。その様子をシュテファン・ツヴァイクが描いている。「それでもなお彼をちゃんともちこたえさせてくれたものはただひとつ、ポーランドにいきつきさえすれば、人間的なひとたちのところで、自分のためにも子どもたちのためにも、安住の場所を見つけることができるであろうという希

望だけであった。^①無論、この叙述はツヴァイクの文学的想像力に多くを負っている。しかし、ポーランドにとりわけ「人間的なひとたち」が多かったかどうかはともかくとして、この頃、宗教上の理由からこの国に「安住の場所」を求めた者は、オキーノのようなイタリアの反三位一体派の他にも、オランダの再洗礼派・メンノー派、ボヘミア兄弟団、イギリスの非国教徒等、数多い。^②ポーランドに派遣された教皇特使が次のように嘆くのも、従って無理もないのである。「ポーランドには単に異端がいるだけでなく、ありとあらゆる異端がいる。なんとなればすべてのセクトが当地に逃げ来たり、古いバベルの塔を建て直したからである。」^③

ポーランドがこのような「異端者の避難所 *asylum haereticorum*」^④となったのは、宗教的対立に引き裂かれた当時のヨーロッパにあつて、この国が例外的に寛容な「火刑なき国」(J・タズビル)^⑤であつたためである。ポーランドの住民は宗教戦争の戦火を免れたのみならず、僅かな例外を除けば火刑台の炎に脅かされることもなかつた。^⑥同時代の西ヨーロッパでは思想としての宗教的寛容はエラスムス、カステリヨン等により説かれていたにせよ、それが現実のものとなるにはなお暫の時を要する。^⑦他方でポーランドは、トランシルヴァニアと並んで、西欧諸国に先立って一六世紀に反三位一体派のような急進的セクトを含む広範な宗教的平和を現実享受しえた数少ない国のひとつとなつた。それではこのような例外的状況を成り立たしめていたものは何であつたのか。

本稿ではこの問題を考える手がかりとしてヤギェウォ王朝断絶後の第一回空位期に結ばれたワルシャワ連盟協約をとりあげる。同時代人シフィェントスワフ・オジェルスキが「自由なる良心の至宝」と呼んだこの取り決めは、ナントの勅令のように上から与えられたものではなく、また、生存権を認められた宗派の範囲の広さという点でアウクスブルクの宗教和議を凌いでいた。しかしこの協定は、その法的効力や条文の解釈をめぐる、その成立時以来今日に至るまで、論争的であり続けている。^⑧

以下、ワルシャワ連盟協約の条文の内容と成立過程の検討を通じて寛容協定を結んだシュラフタの意図を探り、あわせ

て一六世紀のポーランドの宗教的寛容の存立基盤の一端を突きあつてみた。

※本稿で波兰の啓蒙を用ふ。APH=Acta Poloniae Historica: KW=Konfederacja warszawska 1573 roku, wielka kuria polskiej tolerancji, oprac. M. Korolko, J. Tazbir, Warszawa 1980; ORP=Odrodzenie i Reformacja w Polsce: PH=Przegląd historyczny: RP=Reformacja w Polsce: VL=Voluntaria legum.

① シュペーナー全集一七『権力とたまたま良心』(高橋一郎訳)『ちやちや書房』一九七三年、三〇一—三〇三頁。

② J. Tazbir, *Dzieje polskiej tolerancji*, Warszawa 1973 [以下 *Dzieje* と略記], s. 57-70; A. Jobert, *De Luther à Mohita : La Pologne dans la crise de la chrétienté, 1517-1648*, Paris 1974, pp. 113-114, 131; W. Weintraub, "Tolerance and Intolerance in Old Poland", *Canadian Slavonic Papers*, 13 (1971), p. 42.

③ O. Halecki, *Zgoda sandomierska 1570 r.: Jej geneza i znaczenie w dziejach reformacji polskiej za Zygmunta Augusta*, Warszawa-Kraków 1915, s. 9 以下引用。

④ 枢機卿スタニスワフ・ホジヌフ Stanisław Hozjusz の著書 J. Lecler, *Historia tolerancji w wieku reformacji*, Tom I, przekłóżył Lestawa i Halina Kilin, Warszawa 1964, s. 383.

⑤ J. Tazbir, *A State without States: Polish Religious Toleration in the Sixteenth and Seventeenth Centuries*, New York-Warszawa 1973 [以下 *State without States* と略記]。

⑥ 一六世紀に宗教的信条ゆえに裁判の結果火刑に処せられた例として、一五三九年にシラクフ・メルヒオロウ・ヴァイグロウ・サリン・メロスカ Melchiorowa Wajglowa Zalasowska が三位一体の教義を否定したとして絞殺のうえ焼かれたのが、知られてゐる限りでは唯一のケースである。但し彼女の異端の性格は明確ではない。Tazbir,

Dzieje, s. 25-26, 125; WEIGEL (Zalusowska), CATHERINE, *Encyclopaedia Judaica*, Vol. 6, Jerusalem 1971, col. 376.

⑦ H. カン『寛容思想の史論』(飯野尚記)『平凡社』一九七〇年、三二一—三二三頁。

⑧ S. Orzelski, "Rzecz do Króla J. Mei od P. P. Postów ziemskich przy zegnaniu na sejmie walnym koronnym, przez P. Świętosławę Orzelskiego z Orla, Radziejowskiego Starosta, czyniona w Warszawie R. P. 1592 października 19", w: Id., *Bezhóléwita księga ósmoro czyli Dzieje Polski od zgonu Zygmunta Augusta r. 1572 aż do r. 1576*, przekłóżył Wł. Spasowicz, T. I, Petersburg 1858, rep. Warszawa 1980, s. 123.

⑨ 次章参照。

⑩ 管見の限りではワロソニヤン連盟協約に關する個別研究は我が國にまだない。一六世紀のポーランドの宗教改革・宗教的寛容全般に關しては、カメン、前掲書、一五九—一七一頁及びシマンマン・キヒル・ヴィイチ編『ポーランド史』(加藤一夫・水島孝生共訳) 1、恒文社、一九八六年、一八二—一八八頁の他に、啓蒙期からの週及の視角から概観したものととして中山昭吉「ポーランドの啓蒙思想の源流」『京都産業大学論集』一四—一(一九八四)、『一三三頁及同「ポーランド兄弟団と形成期西欧啓蒙思想——ロック研究への視点——」』『京都産業大学論集』一五—一四(一九八六)、『四一—七五頁がある。』

第一章 ワルシャワ連盟協約の内容

はじめに、問題となっているワルシャワ連盟協約^①とはいかなる取り決めであったのかを概観しておこう。連盟協約のオリジナル文書に相当するものは二種類ある。ひとつは一五七三年一月二八日付でワルシャワにおける召集議会で作成されたもの(現存しない。本稿では「テキストA」と呼ぶことにする)^②であり、いまひとつは同年五月一二日にワルシャワの選挙議会において羊皮紙に記されたもの(一九二七年にJ・シェミェンスキが発見・紹介し、現在ワルシャワの中央古文書館 Archiwum Główne Akt Dawnych に保管されている。本稿では「テキストB」と呼ぶことにする)^④である。両者の異同については後述することにして、ここではひとまずテキストBに従ってその内容を紹介しておく。^⑤

「ワルシャワ総連盟 Confederacio Generalis Varsoviae」は冒頭でその結成者を列挙した後に、連盟結成の目的について次のように述べている。

我々は皆、この危険な時代に、君主たる國王を欠いて暮らしていくにあたり、ワルシャワでの集会において、我々の父祖たちの例に倣って、お互いの中で平和、正義、秩序及び共和国の防衛を維持し、守ることができるよう鋭意努力したことを、然るべきすべての者に対し、この事を永遠に記憶すべく告知する。^⑦

従ってこの連盟は、空位期という不安定な状況の到来に際して国内の平和と秩序を維持し対外的な防備を固めるために結成されたのである(第一項)^⑧。そこで連盟の結成者は、国内における私的な党派の対立・策動を禁じ、平穩裏に國王選挙が行なわれるべきことを誓う。また、選出された國王は、

信仰と礼拝において分裂し、相異なる人びとの間で公共の平和を保ち、如何なる慣習によっても、また、國王自らの要求によっても決して我々を王国の境界外に追放せず、議会の決議なしには兵士の俸給のための五グジヴナの徴収も、総動員も行なわない。^⑨

旨を宣誓しなければならない(第二項)。他方、連盟結成者は、公正な選挙の妨害や不承認に対しては抵抗しなければなら

ない(第三項前段)。

続く第三項後段と第四項とは、この協約に定められた宗教的寛容の性格を考へるうえで最も重要であると同時に、また問題の多い部分である。まず第三項後段は、ポーランドにおける宗教上の分裂状態を率直に認めたくえて、^⑩他の諸国において宗派間の敵対がもたらした惨状をふまえて、以下の如く宣言する。

信仰において相異なる我々は、お互いの中で平和を維持する。また、異なった信仰と教会における差異のために血を流すことをせず、財産没収、名誉剝奪、投獄、追放によって罰しない。また、如何なる手段によっても何らかの上級者や官吏がこのような行為に及ぶことを援助しない。のみならず、何者かが血を流すことを望む時には常に、たとえその者が勅令を口実にしたり、或は何らかの裁判上の行為を楯にとつてこれを行なおうとしていたとしても、我々は皆、このような理由から、それに反対する義務を負うであらう。^⑪

ここでは、そのイニシアティブが結成者自らによるか外部の権力に由来するかを問わず、信仰上の立場の相違から武力行使や司法上の権力の発動に及ぶことは禁じられ、また、宗教上の理由からこの平和を乱す者に対しては積極的に抵抗すべきことが規定されている。その際、宗教的平和共存を保障する対象が「信仰において相異なる我々」^⑫とあるだけで、いかなる宗派の名も明記されていないことは注目に値する。

続く第四項の前段は、領主権の確認である。

但し、我々は、この我々の連盟によって聖・俗の領主の領民に対する如何なる支配権も侵さないし、領民の彼らの領主に対する服従をいささかも損なわない。^⑬

その次の一文は、この協約の中で最も多くの議論を呼んだ箇所である。

のみならず、もしこのような逸脱が信仰の口実のもとで生ずるならば、そのような時には常にそうであったように、現時においても、各領主は自らの理解に従って《in spiritualibus, quam in saecularibus》自らに不服従な領民を罰することができる。^⑭

引用文中の《 》内の部分をどのように解釈するかで研究者の見解は分かれてきた。この問題は後に立ち返って検討したい。とりあえずここでは協約の全体像を把握するために、残りの部分を要約しておく。第四項後段でカトリック教会・ギリシア正教会の聖職禄の保全を確認したのち、連盟協約は以下の諸点について定めている——未解決の問題の選挙議会への繰り延べ、国内の治安と国土の防衛(第五項)、空位期にまたがる法的行為について(第六―八項)、国王選挙への公正な参加(第九項)、公共の平和と秩序を乱す者に対する抵抗(第一〇項)。

以上の概観から次の二点を指摘することができる。第一に協約の全体を基調として貫いているのは、空位期の平和・秩序の維持と国王選挙の公正な実施への配慮である。宗教的平和の問題はその中で重要な位置を占めているが、しかしあくまで空位期の安全保障全般に関わる文脈の中で言及されている点に注意する必要がある。第二に協約は拘束対象に関する二重構造になっている。連盟協約によって拘束されるのは狭義にはこの協約に署名した人びと、広義には冒頭に列挙された諸地方の諸身分全体である。しかし文中には選出された国王が誓約すべき事項が明記されている。このため本来結成者内で効力を持つべきこの協約は、将来、結成者による王権の拘束を可能にする契機をも含んでいるのである。

このような内容をもつ連盟協約の中で、特に寛容問題に深く関わるのは、上述のように第三項と第四項である。この両項の抱える問題は二点に整理できるであろう。ひとつは寛容を認められた宗派の範囲に関わり、いまひとつは寛容を認められた身分の範囲に関わる。

前者に関しては、協約は寛容が保障されるべき宗派を特定しておらず、この点でワルシャワ連盟協約の認める寛容は、カトリックと改革派の特定の一宗派にのみ信仰の自由を認めたアウクスブルクの宗教和議やナントの勅令に比して、無限定に広範なものに見える。しかし本来にワルシャワ連盟協約は既存の全宗派に適用されるべく定められたのであろうか。連盟協約第四項後段のギリシア正教会の聖職禄に関する一文は、後述するように、テキストAにはなく、選挙議会で書き直しがなされた際に付加されたものである。この点ひとつをとってみても、協約の当初の起草者たちが、ポーランド・リ

どうか、より詳細な検討を要するであろう。

後者の寛容を保障される身分の範囲の問題は、さらに複雑である。協約冒頭の連盟結成者の中に王領都市が含まれていることから、^⑧ シュラフタ以外に少なくとも法文上は王領都市の市民にも寛容が保障されていることになる。問題はこの協約の中で農民の占める位置であり、その解釈は既に引いた第四項——「現時においても、各領主は自らの理解に従って *kin* [] *spiritualibus, quam in saecularibus*」自らに不服従な領民を罰することができる——の読み方にかかっている。「」の部分に名詞が欠けているためにこの部分は意味が必ずしも明瞭ではなく、その解釈の仕方によってこの一節のみならず協約全体の意義が変わってくるのである。

「」内に何を補うかをめぐって、過去の研究者の見解は大きく二つに分かれてきた。^⑨ ひとつは《*bonis*》を補う立場である。この場合、当該箇所の意味は「教会領においても、世俗領においても」領主は不服従な領民を罰することができる、ということになり、領民の宗教的帰属には関わりなく聖俗領主の封建的権利を確認しているに過ぎない。次に述べる《*rebus*》説との対比から、《*bonis*》説の主張者はしばしばここからさらに一步踏み込んで、ワルシャワ連盟協約は農民にも信仰の自由を認めているとみなす。^⑩

これに対し、《*rebus*》を補う立場に立つと、問題の部分は「宗教上の問題においても、世俗の問題においても」領主は不服従な領民を罰することができる、と読まれることになる。この説をとる研究者は、ワルシャワ連盟協約は領民の信仰上の問題に対する領主の干渉を認めているのであって、*„cuius regio, eius religio”* という句に要約される領主の信仰選択権を承認したものとみなす。^⑪

この解釈上の対立は、後に見るように既に同時代人の間にも見られたのであるが、後世の歴史家の間で一大論争を引き起こすことになった。古くは一九世紀に J・レレヴェルや M・ボブジンスキが《*rebus*》を支持し、^⑫ これに対して P・ノア

イユは《bons》説を主張した。^② さらに一九二〇年代に連盟協約のオリジナル文書(テキストB)と関連史料が発見され、『ポーランドにおける宗教改革』*Reformacja w Polsce* 誌上で《bons》派と《rebs》派に分かれて論争が繰り広げられた。^③ 戦後に入ると、宗教改革と農民問題との関係への関心の増大に伴って論争は新たな段階に入った。しかし決着はつかず、例えばポーランド科学アカデミー版『ポーランド史』が《rebs》説に立っているのに対し、J・マチシエフスキは《bons》を支持している。^④ 一九七三年に行なわれた「連盟」四百周年記念学会での討議においても参加者の意見は一致していない。^⑤ 従って、このようなアポリアを回避して問題の立て方そのものをずらす研究者が出てきても不思議ではない。即ち、連盟のテキストは曖昧で一義的な解釈は不可能であるとしたうえで、法文の解釈よりも実際の適用のあり方により大きな関心を払おうとする『火刑なき国』におけるJ・タズビルのような立場がそれである。^⑥

確かに連盟協約の文面は明確さを欠いており、また、協約の適用の実態の検討がポーランドの宗教的寛容の性格を説明するうえで不可欠であることは言うまでもない。しかしながら同時に、なぜこのような曖昧な文面の協約が成立したのか、という問いに答える作業も必要であろう。連盟の起草者・署名者の意図と、連盟の適用の実態とは必ずしも一致するとは限らないからである。意図と実態がそれぞれ明らかにされ、両者の重なり方・ずれ方が検討された後に、はじめてこの寛容協定の歴史的意義が全体として解明されたことになるであろう。

その意味では本稿の課題はさしあたり限定されたものである。連盟協約承認後の諸宗派共存の実態の検討は別の機会に譲り、次章以下では、連盟協約の成立・承認のプロセスを追ひ、この協定に関わった人びとの意図を探り出すことに努めたい。

① 「連盟 konfederacja」は近世にあらはれ主として17世紀にシントノフタが国土防衛と公的秩序維持のために結成する同盟である。通常「若干の州の範囲内で成立し、のちに全国的規模の「総連盟 konfederacja generalna」に発展した。連盟の機能と歴史的意義については

Z. Kaczmarczyk i B. Leśnodorski, *Historia państwa i prawa Polski*, Tom II: *od połowy XV wieku do r. 1795*, Wyd. IV, Warszawa 1971, s. 128, 243-245. 鳥山成人『ロシア・東欧の國家と社会』恒文社、一九八五年、第十章「ポーランドの「連盟」と身分

代表制」を参照。

② 召集議会議後、選擧議会議前に行ヒキキト、ソシキキト、ソシキキトの各城審裁判所記録に取められた写しの原本を以てしたキキト(録書未見)及びロ・ソシキキトが仏語文を發表したキキト(P. Noailles, *Henri de Valois et la Pologne en 1572*, Paris 1867, vol. III, p. 251)をキキトと稱スル。J. Stemiński, *Dengi akt konfederacji warszawskiej 1573 r.*, Krakow 1930 (以下 *Dengi akt* と略す) s. 4-8 参照。なほ、連盟協約は召集議会議期中に既に一部修正を受けし。行論中この修正前の原案に言及する場合は「キキト」に記すこと。

③ J. Stemiński, „*Robus*” w *Konfederacji warszawskiej r. 1573*. Warszawa 1927 (以下 *Robus* と略す); Id., *Dengi akt*.

④ マトソフ、ソシキキトの各城審裁判所記録に取められた写し(前者は W. Budka, „Kto podpisał Konfederację warszawską, 1573?”, *RP*, I (1921), s. 314-318 に複製をなす)第三ソシキキトに編入された連盟協約のキキトに語釈・ロソシキキトに語釈『法令大綱』所収のキキト (VL, II, fol. 841-843) はキキトと記すこと。Stemiński, *Dengi akt*, s. 4-8 参照。

⑤ 以下の引用は *KW*, s. 12, 25-28 所収のテキストに拠る。

⑥ 「我々ウイニロポルスカとイヴォポルスカ、リトニア大公國、キエフ、ヴォウイン、ポドラン、及びルン、プロシヤ、ポモージェ、シムチ、インフンティの各地方から成る一にして不可分の共和国の聖俗の王國評議會、及び全騎士身分、及び他の諸身分、及び王領部臣」
《My Rady Koronne, duchowne i świeckie, i rycerstwo wszystko, i stany insze jednej a nierozdzielnej Rzeczypospolitej z Wielkiej i z Malej Polski, Wielkiego Księstwa Litewskiego,

Kijowa, Wołynia, Podlasza, z Ziemi Ruskiej, Pruskiej, Pomorskiej, Żmudzkiej, Inflanckiej i miasta koronne.》*Ibid.*, s. 12.

⑦ 《Oznajmiemy wszystkim wobec komu należy ad perpetuum rei memoriam, iż pod tym niebezpiecznym czasem, bez krocia pana zwierzchniego mieszkającego, staraliśmy się o to wszystko pilnie na zjedzicie warszawskim, jako byśmy przykładem przodków swych sami między sobą pokój, sprawiedliwość, porządek i obronę Rzeczypospolitej zatrzymać i zachować mogli.》*Ibid.*

⑧ 以下第一〇頁キキトのソシキキトにキキトと記すこと。行論の便宜上『法令大綱』収録のキキト(注②参照)に従つて「キキト」を記すこと。

⑨ 《pokój pospolitly między rozewranymi i różnymi ludźmi w wierze i w nabożeństwie zachowywać i nas za granicę koronnę nigdy nie ciągnąć żadnym obyczajem ani prośbą królewską, swą, ani solutione quinque marcarum super hastam, ani ruszenia pospolitego bez uchwały sejmowej czynić.》*KW*, s. 25.

⑩ 「我々の共和国に於てキキトの信仰の問題に關して大なる相違を存せしむ……」
《iz w Rzeczypospolitej naszej jest disidium nienamie in causa religionis christianaee,……》*Ibid.*

⑪ 「この原因から他の諸王國に明らかに見られる如き有害な争亂が人々の間に始りしむることを恐る……」
《abiegarajac temu, aby się z tej przyczyny między ludźmi sedycyja, jaka szkodziła nie wszczęta, którą po inszych królestwach jasnie widziamy,……》*Ibid.*

⑫ 《którzy jestechmy dissidentes de religione, pokój między sobą zachować, a dla różnej wiary i odmiany w Kościelech krwi nie przelewać, ani się powozać confiscatione honorum, poczciwością,

〔下〕 *Rozmyślania* ヲ讀記〕； Salmonowicz, *op. cit.*, s. 28.

② cf. Korolko, *op. cit.*, s. 14.

③ Neailles, *op. cit.*, pp. 217-223.

④ Budka, *op. cit.*; W. Sobleski, „A nie o wiarę”. Spór o konfederację warszawską 1573 r.”, *RP*, 5 (1928), s. 60-67 (本誌 14 頁 Id., *Tybyun ludu szlacheckiego*, pod red. S. Grzybowskięgo, Warszawa 1978, s. 251-277 所収のチキカドイイヨ)； Stemiński, *W obronie „doby”*； Id., „Polemika”, *RP*, 5 (1928), s. 158-160； S. Piaszycki, *Rozmyślania*； Id., „Losy konfederacji warszawskiej roku 1573 w świetle nowych materiałów”, *RP*, 6 (1934), s. 106-121 (〔下〕 *Losy KW* ヲ讀記)。

⑤ J. Tazbir, *Reformacja a problem chłopski w Polsce XVI wieku*； *Oddziaływanie walki klasowej na wsi polskiej na kształtowanie się ideologii religijnej szlachty w okresie reformacji*, Wrocław 1953, s. 113-115； W. Urban, *Chłopi wobec reformacji w Małopolsce w drugiej połowie XVI w.*, Kraków 1959, s. 47-48. 1) ヲ讀記 2) *ドニシ* *Donisz* 3) *ウニシ* *Unisz* は党派毎に意見が異なつた点を指摘してゐる。

第二章 ワルシャワ連盟協約の成立過程

(1) ヤギェウォ王朝断絶まで

既に述べたようにワルシャワ連盟協約はヤギェウォ王朝断絶後の空位期に締結された。しかし、この時期にこのような協定が成立した事情を理解するためには、いまま少し時代を遡ってヤギェウォ王朝下のポーランド社会における宗教的状況

⑥ *Historia Polski*, Tom I : *do roku 1764*, część II : *od połowy XV w.*, pod red. H. Łowmiańskiego, Warszawa 1958, s. 291；

J. Maciszewski, *Szlachta polska i jej państwo*, wyd. I, Warszawa 1969, s. 121. 4) だ

だ

だ

⑦ cf. M. Kosman, „Programme of the Reformation in the Grand Duchy of Lithuania and how it was carried through (ca. 1550-ca. 1650)”, *APH*, 35 (1977), pp. 35-36. 記念論文の報告として

ORP, 19 (1974) 所収の諸論稿を参照。

⑧ Tazbir, *State without Stakes*, pp. 98-99.

を概観しておく必要がある。

J・マチシェフスキは「ポーランドにおける宗教的寛容は国家理性性によって余儀なくされたのである」と述べている。^①ここで言う国家理性とは、具体的にはポーランド国家の複合民族国家としての性格を指している。一六世紀のポーランド「リトアニア連合の版図を思い浮かべる者は、「唯一の信仰^{フヤツ}、唯一の法^{コツ}、唯一の王^{コツ}」という理念は到底通用しそうにないことに思い至るであろう。バルト海から黒海にまたがり、オーデル川からドニエプル川に至るその広大な領土は、宗教的に見ればカトリック世界の辺境であるのみならず、キリスト教世界の外縁にも位置していた。そこにはローマ・カトリック教徒の他に、全人口の五分の二に及ぶギリシア正教徒(王国領人口の四分の一、リトアニア大公国領人口の三分の一から二分の一)を始めとして、アルメニア教徒、カライ派とタルムード派のユダヤ人、イスラム教徒(タタール)、異教徒であるリトアニア人が共存していた。^②従って、宗教改革以前にこの国には既に信仰の統一は存在しなかったのである。ヤギェウォ王朝末期に結ばれた「ルブリン合同」(一五六九年)は、ポーランドとリトアニアの間の結合を強化し、「両国民の共和国」を成立せしめることにより、このような複合民族国家としての国家存在を固定化したのであった。

他方で、一三世紀から始まるドイツ騎士団の勢力拡大は、異教徒のリトアニア、カトリックのポーランド双方を脅かし、両国の合同に導くと同時に、ポーランド人の間に剣による改宗への反発を生んだ。既に一五世紀初頭、コンスタンツ公會議においてポーランド使節団の代表パーヴェウ・ウウォトコヴィツは「異教徒は教会の懐の中にいなくとも、皆疑いなく創造によってキリストの羊である」、「異教徒は信仰を強制されてはならず、彼らの自由意志にゆだねられねばならない」と述べて、ドイツ騎士団の強硬な活動を非難している。^③

このような対外的要因とも相俟って、信仰の統一のない広大な領土を維持するために一定の寛容政策を必要とすることは、既に一六世紀以前に自覚されていたと言えよう。一五世紀にはポーランド王国領のギリシア正教徒シュラフタはカトリックのシュラフタとほぼ同等の特権を享受し、非キリスト教徒も高位官職には就けなかったが、比較的寛容に扱われて

いた。^⑥

しかしながら、一五二〇年代に始まり四〇年代から高まりを見せる宗教改革のポーランドへの波及は、カトリック教会の既得権を直接脅かすことにより、以前にはなかった宗教上の緊張をもたらした。プロテスタント諸宗派のうち、ルター派は主としてドイツ系都市民を通じてプロシアとヴィエルコポルスカに浸透したのに対し、カルヴァン派はとりわけマウオポルスカのシュラフタとリトアニアのマグナートの間に支持者を見い出した。^⑦ 加えて他の諸国で迫害を受けた急進的セクトが各地に流入した。その結果、反三位一体派を内部に抱え込んだカルヴァン派教会は一五六二年に正統カルヴァン派から成る「大教会 *Ecclesia Major*」と反三位一体派の「小教会 *Ecclesia Minor*」に分裂した。^⑧ のちに後者はラッフに拠点築いて、「ポーランド兄弟団」の名で知られるようになる。^⑨

このような宗教改革の進展を、ポーランド王権やカトリック教会は手をこまねいて眺めていたわけではない。国王ジグムント一世はルター派の浸透に伴うグダンスクの都市民と公領プロシアの農民の反乱を武力で鎮圧した（一五二五年）。また、国王は次々と反異端勅令を布告している。ルター派の著作の出版禁止（一五二〇年）、改革派の布教及び異端の書物の輸入・販売・購読の禁止（一五三三年）、異端的傾向のある外国の大学へのシュラフタの子弟の留学禁止（一五四〇年）等、それらはいずれも違反者に対して追放・死刑等の嚴罰を科すことを要求していた。^⑩

しかし、これらの不寛容勅令は死文であり続けた。一六世紀半ばまでにクラクフだけで約三〇件の異端に対する訴追が行なわれたが、それらは罪人を戒めるだけで終わり、「誰も頭から髪一本落とさなかった」（タズビル）のである。^⑪

こうした状況は、寛容な統治姿勢によって知られるジグムント二世アウグストの時代になると、さらに助長された。一五六四年のバルチュフ議会において国王は、反三位一体派追放を求めるカルヴァン派代議員の圧力に屈して外国人宣教師追放令を出したが、この勅令は文字通りには適用されず、追放されたのは三人のイタリア人改革者とどまった。^⑫ この時期、寛容は、数々の不寛容勅令の存在にもかかわらず、それらが実際には適用されないことによって保たれていたのである。^⑬

このような事態の成り行きは、ポーランドにおける宗教改革の特質と深く関わっている。この国の宗教改革は、全体として見るならば、都市民や農民による下からの運動であるよりも、また王権による上からの改革であるよりも、むしろすぐれて「シュラフタの宗教改革」であった。^⑮ここから西欧には見られない幾つかの現象が生じる。第一に、この国の宗教改革は国政上のヘゲモニーをめぐるシュラフタの政治運動と結びついてカルヴァン派を中心に展開していくが、農民にはほとんど浸透することなく、プロテスタント教会の存続はしばしば個々の有力なシュラフタのペトロンの好意にかかっていた。^⑯迫害を逃れてやって来る異端者を保護するのもシュラフタであった。教皇特使秘書アントニオ・マリア・グラツィアーニ Antonio Maria Graziani は次のように述べている。「法を犯したり、宗教上害のある考えを抱いたために祖国を追われた者は皆、隠れ家にも来るようにポーランドに逃れてきた。ここでは誰でも、自分を守り、支持し、励ましてくれるシュラフタが見つかる。だからポーランドにはイタリアやフランスやドイツ出身の新教徒がいて、罰せられもせず自らの妄想を伝え、教え、説教していた。」^⑰

第二に、宗教改革がカトリック教会に対するシュラフタの特権確保の武器として利用されたため、宗教的自由は身分的特権の一部と見なされた。^⑱反異端勅令が適用されなかった最大の理由は、ここにある。教会裁判所の判決は、制度上世俗権力によってしか執行され得なかったが、その執行機関はシュラフタによって掌握されており、そこでは宗派間の相違よりも身分内の連帯の方が上回っていた。^⑲

このような事情をよく物語る例としてスタニスワフ・オジエホフスキ Stanisław Orzechowski のケースを挙げる事ができる。^⑳オジエホフスキはシュラフタ出身のプシエミシル司教区の司祭であったが、一五五〇年に聖職者自身の掟を破って結婚する意志を表明した。プシエミシル司教ヤン・ジャドゥスキ Jan Dziaduski は、もし結婚するなら即時破門のうえ財産没収、名誉剝奪、国外追放に処する旨、言明した。これに対しオジエホフスキは問題を州会に持ち込み、事は単なる教会宗規上の問題にとどまらず、聖職者によるシュラフタの権利侵害であると訴えた。ヤクブ・グルカ Jakub Gorka

マルティン・ズボロフスキ Marcin Zborowski、ラファウ・レシチンスキ Rafal Leszczynski 等の有力なマグナートがこれを支持し、オジェホフスキは結婚に踏み切った。司教ジャドゥスキは予告通りの宣告を下し、国王ジグムント・アウグストもこれを認めて当地の代官ピョートル・クミタ Piotr Kmitya に刑の執行を命じた。しかし近隣のシュラフタが抵抗の姿勢を示し、執行はなされずに終わった。

シュラフタは、自らの利益になると見れば、時には平民の後楯にもなった。一五五四年、ポズナン司教アンジェイ・チャルンコフスキ Andrzej Czarnkowski が靴屋のパーヴェウ・オルガニスタ Pawel Organista に異端を理由に死刑判決を下した時には、百人を越えるヴィエルコポルスカのシュラフタが押しかけ、司教はこの靴屋を釈放しなければならなかった。驚愕した司教に貴族たちは説明した、「もしこの男でもうまくいくとすれば、同じことはマルシヤフスキやトミツキやオストロルク〔いずれもヴィエルコポルスカの有力貴族〕についてもうまくいくだろう」と。^②

宗派間の対立を上回るシュラフタの身分的結合は、議会の場では異宗派間の政治的同盟として現われる。一五五二年、オジェホフスキのケースが議会で取りあげられた。この時、代議院議長にはカルヴァン派のラファウ・レシチンスキが選ばれ、上・下両院共にカトリック教会批判の論陣が張られた。激しい攻防の末に決定は国王に委ねられ、ジグムント・アウグストは異端に対する裁判権が司教に属することは認められたものの、国法と教会法の不一致を理由に次期議会までの教会裁判権停止を布告した。^③ 当時の議会の状況について、ポーランドに滞在していたイタリア人改革派レリオ・ソツィーニはカルヴァン宛の書簡の中で、ルター派とカルヴァン派の同盟が容易に成立すると述べた後で次のように付け加えている。「それどころか非常に多くのカトリックさえ彼らに加わるのだ。なぜならば、宗教的自由は政治的自由と結びついており、それは彼らがあらゆる方法でもって手に入れたがっているものだからである」。^④

政治的・宗教的自由を求めるシュラフタの連帯は、さらに一五六二―一六六三年のピョートルクフ議会において重大な成果をあげた。過去に与えられた諸特権を楯にジグムント一世時代の反異端勅令の廃止を迫るシュラフタに対し、ジグムント

・アウグストは代官スタルナによる教会裁判所の判決の執行禁止を認めたのである。手足をмоがれた教会裁判所は、これによって事実上その機能を停止した。^⑤

法制度とは必ずしも一致しないこのような事実上の広範な寛容が支配する中で、ポーランドの新旧両宗派は、他の諸国では存在を許されない急進的セクトとの共存を余儀なくされた。加えて、多数のプロテスタント宗派が並存したために、新教側のいかなる宗派も単独では他の宗派に対して決定的な優位に立つことはできなかった。これがポーランドの宗教改革のいまひとつの特徴である。こうした事態に直面して、カトリック教会内部では、プロテスタント全宗派の追放を主張する強硬派と、反三位一体派に代表される急進的セクトのみの追放を主張する和解派との対立が生じた。^⑥ 他方、イエズス会のポーランド進出(一五六五年)とポーランド兄弟団の分離によって左右から挟撃される形となったプロテスタント三宗派(ルター派、カルヴァン派、ホヘミア兄弟団)は一五七〇年四月、サンドミェシュで合同教会会議を開き、「サンドミェシュの和約 Consensus Sandomiriensis」を結んで相互の協力を約した。^⑦ この和約は、カトリックとプロテスタント急進派という「真理と福音の敵」に対し改革派三教会が相互の結合を強化する必要を指摘し、三宗派の教義上の基本的な一致を確認し、過去の「あらゆる誤解と論争を永遠の忘却の中へと追いやる」ことを宣言している。^⑧ しかし同時に各宗派の信仰告白と礼拝の独自性は認められた。各教会は組織の自立を維持するが、各信徒が他宗派の寺院を訪れ、説教を聞き、秘跡を受けることは奨励され、三宗派の代表が各宗派の教会会議に参加することが定められた。^⑨

「見よ、兄弟が和合して共におるのはいかに麗しく楽しいことであろう」という詩篇第一三三篇冒頭を結びに置いたこの和約は、改革派同士が迫害し合っていた当時のヨーロッパにおいて類例のないものである。^⑩ このような改革派三教会内部の和解の成立は、議会内の政治的動向と連動している。既に一五六九年のルブリン合同議会において、元老院の世俗議員を見る限り、新旧両宗派の勢力は拮抗していた。^⑪ この時、シグムント・アウグストは次期議会で宗教問題を討議すると予告し、プロテスタント側はこれを国王を自陣営に引き込んでポーランド国教会設立へと導く好機と見た。改革派三宗派

の合同はそのための受け皿となるはずであった。^④ 改革派議員はサンドミエシュの成果をふまえて七〇年の議会に新旧両宗派の同権を保障する憲法草案を準備した。この草案はカトリックとサンドミエシュ三宗派の平和共存を提起しており、のちのワルシャワ連盟協約への道を開くものとして注目に値する。^⑤ しかしこの提案は司教団の激しい反撃の前に却下された。結局、国王は次期議会までの暫定的な宗教的平和共存を声明するのみで議会は閉会した。^⑥ しかしながら、この声明が予期していた次期議会が開かれる前にジグムント・アウグストは世を去り、ヤギエウォ王朝は断絶したのである。

以上のようにヤギエウォ王朝下のポーランドでは、宗教改革の進展により宗教的緊張が生じ、法制上はむしろ不寛容な体制が継続していた。一五七〇年の反三位一体派を排除した形での宗教的和平の試みも、法的な裏付けは得られなかった。にもかかわらず、国内には多様な宗派が共存していた。その背後にあったのは、複合民族国家の伝統、シュラフタの身分的結合に由来する執行権力の機能不全、政治的自由と宗教的自由との一体化に基づく議会の場での異宗派間の政治的同盟の成立、といった諸要因であったと言えよう。換言すれば、この段階での寛容は法律文書によって保障されているのではなく、むしろそれが守られないがゆえに保たれていたのである。とすれば逆に、なぜヤギエウォ王朝断絶後の空位期に全面的な宗教的平和を保障する協定が結ばれなければならなかったのか。次に、空位期の政治状況と、その中で連盟協約の起草から承認に至る過程を具体的に追ってみよう。

(2) ワルシャワ連盟協約の成立

これまで度々「宗教的寛容」「宗教的平和共存」という言葉を使ってきたが、このことは当時のポーランド社会がすべてにおいて平穏な社会であったことを意味しない。宗教的平和とは、暴力の行使が宗教的理由のもとでは行なわれないうことを言っているに過ぎない。むしろ、宗教的平和が法に反して保たれていたことから見ても、この社会の治安は悪かったとみる方が自然であろう。実際、ウカシュ・グルニツキやアンジェイ・フリチ・モドジェフスキのような当時の政

論家は、ポーランドにおける殺人の横行と社会秩序の乱れをしきりに嘆いているのである。^⑧

このような国家において王朝が断絶し、権力が空白となった時、人びとが強い不安感に捉われたことは不思議ではない。年代記者ラインホルト・ハイデンシュタインは当時の状況について、「国家の運命をめぐる不思議な怖れと不安がすべての心にとりついてしまった。「中略」あたかも国王の死後に彼と共に国家全体が亡んだごとくであった」と記している。^⑨

この空位期の緊張の中でポーランド社会の様々なレヴェルにおける対抗関係が複雑に交錯しながら露呈してくる。ひとまずS・プワザの整理に従って空位期のシュラフタ層の政治的立場を素描しておくこととなる。^⑩一方に、空位期は国王選出だけでなく国制改革の好機であるとみなすプロテスタントの中小シュラフタを基盤とする改革派がおり、他方に国制改革よりも現状維持を第一とし、プロテスタント勢力を抑え、宗教的自由の法的承認を阻止しようとするカトリックのマグナート及びマゾフシェのシュラフタ中心の保守派がいた。^⑪さらに両者の間に、改革派の行き過ぎを批判しながら同時にマグナートに対してはシュラフタ民主政を守ろうとするヤン・ザモイスキ Jan Zamoyski 等の中間派がいた。^⑫勿論、この三党派の区分はきわめてラフなものであって、改革派の中にもヤン・フィルレイ Jan Firlej やジョートル・ズボロフスキ Piotr Zborowski のようなマグナートがいて大きな影響力を及ぼしていたし、ルター派の強いヴィエルコポルスカとカルヴァン派の強いマウォポルスカでは必ずしも利害は一致しなかった。^⑬とはいえ、このように空位期の政治路線の対立が宗教的対立と重なり合って緊張を増幅する危険性を孕んでいたことは、ワルシャワ連盟協約成立の背景として無視できない。^⑭

国王の死(一五七二年七月七日)の報に接したシュラフタ層は、権力の空白を埋め、空位期の国土の防衛と秩序の維持を行なうために州毎に「連盟」を結成し始めた。^⑮しかし諸勢力間の利害の調整に手間取り、国王選挙の準備を行なうための所謂「召集議会 sejm konwokacyjny」の召集が告示されたのは、ようやく十一月のことであった。^⑯

翌七三年一月六日、召集議会が幕を開けた。この議会の本来の目的は国王選挙の日時と場所及び選挙方法の決定である。^⑰

国王候補については、「ピアストの王」（ポーランド人の国王）を立てる試みは成功せず、有力な候補者とみられていたのはハプスブルク家の大公エルンスト（神聖ローマ皇帝マクシミリアン二世の三男）とアンジュー公アンリ・ド・ヴァロワ（フランス国王シャルル九世の弟）であった。^④ 宗教的平和の保障の問題は、この二人のカトリックの候補者の登場とも関連して議題に上ってきたのである。時あたかもサン・バルテルミーの夜の虐殺（一五七二年八月三十一日）の翌年であり、その惨状はポーランドにも伝えられて衝撃を与えていた。^⑤ 王位候補者アンリがこの事件に関与していただけに、問題は深刻であった。^⑥ 他方、ポーランド国内の宗教的分裂は、既に主座大司教の空位期執政就任をめぐって、これを支持するヴィエルコポルスカのカトリック勢力と、これに対抗して王国領宮内護衛長官ヤン・フィルレイを推すマウオポルスカのカルヴァン派との間に対立を引き起こす等、政治的分裂・内戦へと至りかねない危険な様相を呈していた。

こうした内外の情勢に直面してワルシャワに集まったシュラフタは、宗派の別を問わず、空位期の開始以来諸州の連盟によって維持してきた公共の秩序を保持するために、国内の諸宗派の平和共存を公的に保障するの必要を認めた。そこで、地域の連盟を全国的規模の「総連盟」に拡大し、その協定の中に宗教的紛争を避ける条項を挿入するという方針で新・旧両宗派の元老院議員・代議員計一五名から成る委員会が任命された。協約制定の発案はプロテスタント側から出たが、委員会の議長として草案起草を指揮したのはカヴァイ司教スタニスワフ・カルンコフスキ Stanisław Karnkowski であった。^⑦ 一月二七日、委員会の起草した連盟協約草案（テキスト a）が議会に呈示されると、司教団の激しい反発を呼び起こした。和解派として知られた執政兼主座大司教ウハンスキでさえ、連盟協約は「様々なセクトに門戸を開き、そこから更に異教へと至り得る」ものであり、また、ドイツで起こったような農民の反乱の原因にもなりかねないとして強く抗議した。^⑧ 結局、テキストには修正が加えられ（第三項後段《*Którzy jesteśmy dissidentes de religione cuiuscunque status homines*》）「^⑨ かな身分の者であれ、信仰において相異なる我々は」の下線「傍線」部が削除された）、^⑩ 二九日、宗派を問わず多数の世俗議員の支持を得て、連盟協約は採択された（テキスト A の成立）。この時、司教団からはただひとり、クラクフ司教フランシエク・クラ

シンスキのみが署名した。^⑧ 決定事項を各州の地方議会に持ち帰ることを定めて、召集議会は閉会した。

こうして、プロテストアント側の発議、カトリック側の主導による起草、司教団の抗議による修正と署名拒否、両宗派の世俗議員の署名による採択、という入り組んだプロセスを経てワルシャワ連盟協約は成立した。しかし、この協約が国法の一部として正式に承認されるには、なお長い紆余曲折を経なければならなかった。

各州の連盟協約に対する反応は様々であった。クラクフ州会とヴィエルコポルスカ州会は、宗教的平和を保障する連盟の必要は認めながらも、本来国王選挙の場所と日時を定める目的で開かれた召集議会には、このような協約を制定する権限はないとして、最終的な承認を次の選挙議会の場で行なうべきことを主張した。^⑨ これは、連盟協約の意義そのものは認めただうえて、手続き上の不備を批判したものである。他方、保守派カトリックの中小シユラフタを中心とするマゾフシェ州会は、連盟協約を「神を侮辱し、公共の平和と国民の結束を揺るがすもの coby byto i z obrazą Bożą i wzruszeniem pokoju pospolitego et civilis societatis」とみなし、その存在意義そのものを否定した。^⑩ クヤヴィ、プウォツクの州会も不承認の態度をとった。

はなはだ興味深いのは、カルヴァン派のピョートル・ズボロフスキの主導するサンドミッシュ州会の立場である。彼らは連盟協約を基本的に承認したうえで、二点にわたる修正を要求した。それらはいずれも第四項に関わるもので、ひとつはギリシア正教会の聖職権についての記述を入れるように求める提案であり、いまひとつは領主―領民規定を明確なものにするためのことばの補充の要求である。^⑪ 後者について州会決議は次のように述べている。「各人は不服従な領民を罰することができるという言及がなされている部分、即ち in spiritualibus quam in saecularibus とある部分には、次のように付け加えられるべきである。即ち in bonis spiritualibus quam in saecularibus, a nie o wiare (世俗領主も教会領主も、但し信仰は問わない)と。」^⑫ サンドミッシュ州会はこれによって第四項前段が聖・俗所領^{イン・ホニウス}における従来通りの領主権の存続を確認しているのであって、領民に対する信仰の強制を定めているのではないことを明確にするよう主張しているの

である。この修正案は連盟協約の定める寛容の性格を考えるうえできわめて重要であると言わねばならない。

さて、以上の如き連盟協約をめぐる不一致は、四月三日に開会された選挙議会の場にそのまま持ち込まれた。この時点での賛否両論についてはオジェルスキが年代記の中に記している。各陣営の主張が明確に出ているので、多少長くなるが引用してみよう。

連盟の反対者たちは、連盟はあらゆる異端に道を開くのみならず、無神論へと導くものである、いや無神論を許すばかりか、いわばそれを正当化するものであると述べた。もし連盟においてこのような勝手気儘を許すならば、選ばれたポーランド国王が、あらゆる誓約をなにもとも思わなかつたりまつたくそのようなものを廢するようなセクトに近づいた時、宗教を口実にして、行なわれた誓約から解放されることを期待することになるかもしれない。その際、もし司教や聖職者身分全体からあらゆる収入、財産、資金、葬儀の権利その他のこの種の収益が奪われるならば、彼らにとって大きな損害となる。〔中略〕

連盟の擁護者たちは次のように論じた。第一に、連盟の絆は異端や無神論への道を開くことを目的としているのではなく、もっぱらキリスト教の信仰において相異なる人びとの間に平和を定めることを目的としている。第二に、もしトルコ人、アルメニア人、タタール、ギリシア正教徒、ユダヤ人がポーランドを訪れるのみならず、居住し、交際し、自らの宗教を信仰し、市民権を享受しているとすれば、法律によって異端であると認められない人びとやシュユラフタと同様の自由と権利を享受している人びとに対し嚴罰を科すことは不適切である。第三に、連盟は聖職者から収入を奪うことはないし、ローマ教会の優位を損なうものでもなく、単に共和国における安全と平和を打ち建てるものである。第四に、サンドミエシユ州知事〔ビョートル・ズボロフスキ〕は次のように発言した。即ち、外国人の間では多くの内戦やひどい残虐行為や恐ろしい宗教的虐殺が生じており、これらの血にまみれた破滅的な例に警告されただけでなく、恐れを抱いたポーランド人は、きわめて賢明にも国家全体の平和と秩序を自らの手に確保し、これを自らと自らの子孫のために保障したのである。^④

つまり反対派は異宗派との共存によるカトリック教会の精神的・物質的基盤の崩壊を恐れているのに対し、賛成派は、連盟の主目的はローマ教会の権利の侵害ではなく他国に見られる如き宗教的争乱の回避であることを強調しているのであ

る。ここで特に注目しておきたいのは、連盟擁護派が連盟協約をあくまで「キリスト教の信仰において相異なる人びと」の間の平和の保障とみなしつつ、その正当化の理由のひとつとしてポーランドにおける東方教会や非キリスト教の共存を挙げている点である。これは、ワルシャワ連盟協約がもっぱらカトリック—プロテスタント間の協定として捉えられていたこと、しかしその発想自体は複合民族国家の伝統に根差したものであったことを示している。

対立は寛容の対象となる宗派と身分の範囲をめぐっても生じていた。オジェルスキは次のように記している。

連盟についての見解は様々であった。一方にはこれに全面的に賛成し、一致した合意であると称する人びとがいた。他方にこれを制限してアウクスブルクとローマの信仰のみをこれに含めようとする人びとがいた。さらにすべての宗派に平等に自由を認める人びともいた。カリシユ判事ド・プロゴスト・ポトフォロフスキ Dobrogost Potworowski のように、双方の見解を折衷して、アウクスブルクとローマの信仰は各人に許し、他の宗派についてはシュラフタのみに認め、他身分に対しては厳罰を設けるべきだと主張する人びともいた。このやり方は、ローマと異なるいかなる宗派も逸脱と呼ぶ大司教には気に入らなかった。^⑥

このように連盟協約をめぐる議論は続いていたが、しかし他方でアンリ・ド・ヴァロワが王位に当選する可能性はますます強まっていた。^⑦ プロテスタント側は、宗教的平和の保障なしにはカトリックの国王に同意しないという姿勢を強め、シュラフタの自由の保障を重視するカトリックの中流シュラフタも、寛容問題には理解を示した。^⑧ 加えてギリシア正教徒もプロテスタント寄りの発言を始めていた。^⑨ こうした中で議会は、当選した候補者が即位前に誓約すべき諸条件——のちに「ヘンリク諸条項 *Artykuły Henrykowskie*」の名で知られる——を定め、その第二条として次のような条文を組み込んだ。^⑩

このポーランドとリトアニア、ルシとインフランティ及び他の諸民族の高貴なる王国には信仰に因して大きな相違が存在する。故に宗教における分裂や不和が原因となつて何らかの反乱や暴動が起こるのを防ぐために、王国の市民の或る者たちは独自の連盟によつて宗教的問題においては平和を守ることを定めた。朕は彼らに對し、これを永遠に維持することを約束する。^⑩

このワルシャワ連盟の「諸条項」への組み込みは二つの点で重要である。第一に、王権に対してシュラフタの特権を保障する「諸条項」^①の中に宗教的平和の規定が加えられたことにより、宗教的自由がシュラフタの基本的な権利の一部を構成することが法規の上で明瞭に表現された。第二に、連盟協約の法的効力の問題は以後、「諸条項」第二条の公式な承認の成立如何にかかることになった。

五月九日、選挙議会はポーランド王位にアンリ・ド・ヴァロワを選出し、主座大司教ウハンスキはアンリを国王に「任命」した。これに対し王国領宮内護衛長官ヤン・フィルレイは、当選者がシュラフタの政治的・宗教的自由を誓いによって確認する前に選挙の結果を既定のもとと宣言することはできない、として議場を離脱した。^②危機感を強めたシュラフタは一二日、ギリシア正教会に関する修正を加えたくて連盟協約を羊皮紙に書き直し、これに多くの議員が署名・捺印した(テキストBの成立)^③。三日後、フランス大使モンリュクはすべての条件を受け入れ、フィルレイはアンリが国王に選出されたことを「宣言」した。^④

しかし王位を手にするためにフランス側が支払った代償はこれだけにとどまらなかった。ヴァロワ家から当選者を出すためにはサン・バルテルミーの悪印象を払拭することが不可欠であった。シュラフタの宗派を越えた結合は、ここでも無視できない影響を及ぼした。フランス大使モンリュクはシャルル九世に宛てて次のように訴えている。「もし陛下が彼ら〔仏国王軍に包囲されているラ・ロシュェルのユグノー〕に対し敵しい態度で臨まれますならば、どうか信じていただきたいのですが、当地〔ポーランド〕のカトリックは陛下の側をえて支持しようとはしません。と申しますのも彼らはプロテスタントの同朋たちと絶縁することは望まないからでございます。^⑤」そこでモンリュクが考えたのは、フランス国内のユグノーの権利の保障と引き換えにシュラフタの支持を確保することであった。^⑥フランス大使の提案に応じてピョートル・ズボロフスキを中心とするカルヴァン派シュラフタは九箇条から成る条件を呈示した。この所謂「ポーランドの諸要求 *Postulata polonica*」は、シャルル九世によるユグノーの特赦の布告、前年八月に殺されたカルヴァン派の子

孫の地位・名譽・財産の回復、カルヴァン派の礼拝を自由に行なえる都市の指定、現在国王軍に包囲されているユグノーの砦の解放、等を求めていた。^⑦五月四日、モンリュクはこれを承認し、署名した。^⑧

国王選出後、ポーランドの改革派は直ちに使節をラ・ロシエルに派遣した。^⑨その時国王軍を指揮してユグノーを攻囲していたのはポーランド王位当選人アンリ・ド・ヴァロアその人であった。事情を告げられたアンリは包囲を解き、ラ・ロシエル市民と講和を結んだ。シャルル九世は、ラ・ロシエルを含む三都市にカルヴァン派の公的な礼拝を許可し、フランス全土に同派のプライヴェートな信仰を認めた。^⑩こうして、翌々年第五次ユグノー戦争が始まるまで短期間ではあるが、ポーランドの宗教的寛容は、フランスの宗教戦争の一時休戦とユグノーの信仰の自由の承認に寄与することにより、国境を越えたのである。^⑪

一方、「ヘンリック諸条項」の成立を機に、寛容をめぐる闘争のフロントは、シュラフタ内部から、「諸条項」宣誓を求めるシュラフタとこれに抵抗する国王との間に移行した。一五七三年八月一九日、カトリック七名、プロテスタント四名から成るポーランド使節団がパリに到着し、九月二六日より王位当選人本人との交渉が始まった。^⑫アンリは王権に加えられる数々の制約、とりわけ宗教的平和に関する第二条に強い不満を示し、使節団長のボズナン司教アダム・コナルスキは議会の信任を裏切ってアンリに承認の拒否を勧めた。ルター派のヤン・ズボロフスキはコナルスキに対し「祖国に戻ったとたんにあなたはここで口にしたことを後悔することになろう」と警告し、アンリに対しては「もし誓わなければポーランド国王にはなれますまい」と言明した。^⑬カトリックの使節団員の一部がプロテスタントと声を合わせた。^⑭結局、九月一日、アンリはノートルダム大聖堂で「諸条項」を誓約した。^⑮

しかし翌七四年二月二一日、クラクフの王宮内の大聖堂での戴冠式においてアンリは再び抵抗を試み、第二条を除く「諸条項」の宣誓には同意したものの、宗教的な平和の保障については条文の忠実な復唱を拒んだ。^⑯三ヶ月後、シャルル九世の死去に伴い、アンリは深夜ひそかにポーランドを脱出し、祖国でフランス王位に就いた。^⑰アンリ逃亡後、国王に選

出されたトランシルヴァニア侯ステファン・バトリーは、一五七六年、すべての条件を受け入れ、第一条を含む「諸条項」全体を誓約した^④。これによりワルシャワ連盟協約もまた間接的に法的効力を与えられ、「両国民の共和国」の憲法の一部に加えられたのである。

以上、ワルシャワ連盟協約が空位期に成立し、国法の一部として承認されるまでの経過を追ってきた。そこから指摘しうることは以下のような点であろう。第一にワルシャワ連盟協約は空位期という最高権力不在の例外的な非常時に、国内の秩序と平和を維持するために、対立する諸勢力の間の協定として結ばれた。第二に連盟協約成立後も、その条文の内容や法的効力の有無をめぐって論争が絶えなかった。第三に、にもかかわらず、空位期の政治的局面の推移と共に連盟協約は当初のシュラフタ内部の暫定的協定としての性格を脱し、むしろ王権に対して恒常的にシュラフタの自由を保障する一条件としての意味を帯び始める。第四にそれに伴って、想定される寛容を守るべき主体が、当初は協約に署名したシュラフタにあったのに対し、後には国王に移っていった。第五に、最終的にステファン・バトリーが承認するまで、形式的には連盟協約によって拘束されたのはその署名者だけであったと考えられる。連盟協約は、一五七六年に第二条を含む「諸条項」全体が共和国の憲法に組み込まれてはじめて、国家全体に関わる法的効力を獲得したのである。

このような理解をふまえて、次章では第一章で触れた二つの問題——寛容が保障される宗派と身分の範囲——を改めて検討し、連盟協約の起草者達の意図がどこにあったかを探ってみることにしよう。

- ① Maciszewski, *op. cit.*, s. 122.
- ② Jobert, *op. cit.*, p. 29.
- ③ *Ibid.*, pp. 33-35.
- ④ *Pisma wybrane Pawła Włodkowica*, Tom I, oprac. L. Ehrlich, Warszawa 1968, s. 120, 124.
- ⑤ Tazbir, *Dzieje*, s. 6.
- ⑥ ノンメニフ教徒に与へたる St. Bystroń, *Dzieje obywatelów w dawnej Polsce: wiek XVI-XVIII*, T. I, Warszawa 1960, s. 68-70.
J. Goldberg, „The privileges granted to Jewish communities of the Polish Commonwealth as a stabilizing factor in Jewish support”, in: *The Jews in Poland*, ed. by Ch. Abramsky, M. Jachimczyk, A. Polonsky, Oxford 1986, pp. 31-54.

Euhemer—Przeгляд Religioznawcy, 98 (1975), s. 21-33 を参照。

② *Dzieje Wielkopolski, Tom I : do roku 1793, pod red. J. Topolskiego, Poznań 1969, s. 550.*

③ Jobert, *op. cit.*, pp. 63-69.

④ 一五五九年十月二日付。 *Ibid.*, p. 116 有り引用。

⑤ VL, II, fol. 625, par. 68.

⑥ 強硬派の中心人物はヤン・フコ教(のち枢機卿)スタニスワフ・ホジウシチク、和解派の代表はヘウム司教(のち主席大司教)ヤン・マシンスキ Jakub Uchański であった。両者の見解の相違については Jobert, *op. cit.*, pp. 160-166 を参照。

⑦ Halecki, *op. cit.*, s. 199-263. 以下は「サン・エ・マシンドの和約」の引用。 W. Krasinski, *Zarys dziejów reformacji w Polsce, t. z angielskiego J. Bursche, T. I, Warszawa 1904, rep. Warszawa 1986, s. 238-241* のポーランド語訳テキストに拠る。

⑧ *Ibid.*, s. 238-239.

⑨ 「我々は、互いに結束して、この我々の合意を維持し支持するため、我々の兄弟を共に招き合ひ、誘い合ひ義務を負う。とりわけ、神の言葉を聴き、秘跡を用いることによる神の助けを受けるが、しかしながら各宗派の制度、規律、儀礼はこれを維持する。〔中略〕これらの教会が一般教会会議を開催しない場合は、我々はそのことを通告するべきであり、諸教会を我々の教会会議に招集する際には、互いに拒絶するべきではない。』 *Ibid.*, s. 240.

⑩ サン・エ・マシンドの和約の国際的反響については Tazbir, *State without States*, pp. 87-88.

⑪ 全議席数一三三のうち、司教一五、カトリック平信徒五五、プロテスタント五八、キリシト正教徒二、欠員三。 Krasinski, *op. cit.*, T. II, cz. 2, s. 262-263 の議員の宗派別リストを参照。

⑫ Prozyński, *op. cit.*, s. 9-10.

⑬ Halecki, *op. cit.*, s. 157-160.

⑭ 草案は国王が語る形を以てする。「本議会に於て朕に自らの信仰告白を提出した人びとは、いかなる身分の者であれ (cuiuscunque *sex* status homines) 信仰の問題に於ては、朕に於ていかなる他の者によつて、平和と完全なる平安を乱すをなすべからず。また、この信仰上の相違がいかなる臣民間の敵対や対立の原因にもならないように、双方の側に、各々が自らの信仰告白に従つて自由に神の言葉を聴き、称え、また神の言葉を平安のうちの大いなる傾みをもつて語るべきであるやうな自由を与える。」 Prozyński, *op. cit.*, s. 34 有り引用。傍点部分の表現は「のものワルシヤワ連盟協約草案(テキスト)と共通している(本稿九八頁参照)。但し、この憲法草案と連盟協約との連続性に関しては、異論が無くわけではなく、連続性を指摘する見解によつて Prozyński, *op. cit.*, s. 35. 以下は断絶を強調する立場によつて Halecki, *op. cit.*, s. 294 を参照。

⑮ Prozyński, *op. cit.*, s. 49, 58-59.

⑯ グルニツキの『ポーランドの自由と法をめぐるポーランド人とイタリア人の対話』 *Rozmowa Polaka z Włochem o wolnościach i prawach polskich* (一五八八—九八頃執筆) の中でイタリア人は次のように述べている。「ごやこれは妙なごとはないか。一〇ゾロムかそこら盗んだ者はあなた方はすぐ捕えるが、家に押し入り、家の中で数名を殺害し、娘を犯し、妻を傷つけ、皆を追い出し、自分はその家に居つていかにやうな者は捕えることと同意しないのだから。」 L. Górnicki, *Pisma, T. II, oprac. R. Polak, Warszawa 1961, s. 359*. フリチ = キドジ ユフスキの見解については拙稿「アンジエイ・フリチ = モドジ ユフスキの国家改革論」『史料』六九—四(一九八六)・一〇六一—一〇頁を参照。

- ③ 最上級審を司る国王の死去に伴って通常の司法機関は機能を停止した。空位期間中の裁判は、連盟に基きキェシロフタの代表からなる空位期裁判所 sąd kapturowy によって代行された。Kaczmarezyk i Lesnodorski, *op. cit.*, s. 157.
- ④ R. Hejlszstein, *Dzieje Polski od śmierci Zygmunta Augusta do roku 1594, ksiąg XII, przetoczył M. Giszczynski*, T. I, Petersburg 1857, s. 11.
- ⑤ *Plaza, op. cit.*, Rozdział II „Ugrupowania i działania polityczne”.
- ⑥ *Ibid.*, s. 17-23.
- ⑦ *Ibid.*, s. 24-32.
- ⑧ *Ibid.*, s. 32-35.
- ⑨ *Ibid.*, s. 20-21.
- ⑩ 空位期の諸勢力の対立関係の交錯については S. Gruszecki, *Walka o władzę w Rzeczypospolitej Polskiej od wygasnięcia dynastii Jagiellonów (1572-1573)*, Warszawa 1969, s. 12-16 を参照。
- ⑪ *Plaza, op. cit.*, s. 36-51; Gruszecki, *op. cit.*, s. 32-50.
- ⑫ *Plaza, op. cit.*, s. 41-43; Gruszecki, *op. cit.*, s. 164-165.
- ⑬ Kaczmarezyk i Lesnodorski, *op. cit.*, s. 115-116.
- ⑭ 他はマクシミリアン三世、マクシミリアン大公、ヤヌシウス三世、ヤキムシウス家の王女マリアンナ等が候補に選ばれた。各候補の支持層等については *Plaza, op. cit.*, s. 82-94; Gruszecki, *op. cit.*, s. 169-187 を参照。
- ⑮ W. Sobieski, *Polska a hugenoci po nocy św. Bartłomieja*, Kraków 1910, s. 8-12.
- ⑯ M. Serwański, *Henryk III Walezy w Polsce: Stosunki polsko-francuskie w latach 1566-1576*, Kraków 1976, s. 48-50.

⑳ *Plaza, op. cit.*, s. 28-29; Gruszecki, *op. cit.*, s. 160-164.

㉑ ハイテンシユタインは当時の新旧両宗派の立場と連盟協約起草に至る経過を次のように記述している。「異端との平和がこれまで以上に熱心に論じられた。〔シグムント・〕アウグストが寛大だったために様々なセクトが国法に反してポーランドに入り込み始めていた。これらのセクトはここで大層力を強めたので、元老院の大半が騎士身分の多くの人びとが新しい宗教に移っただけでなく、カトリック信仰を揺るがし、多くの土地でカトリックに対して暴行に及ぶほどであった。他方、異端自体も様々なセクトに分裂していたが、カトリック信仰を圧迫し、自らの自由を守ることが必要となっており、手を結び、陰謀をめぐらせた。多くの人びとを大変不安がらせたのは、フランスの内戦において信仰を異にする党派への憎悪によってよく知られるアンジュー公アンリが王位を得ようとしており、しかもポーランドには既に公然たる党派が存在するということである。新教徒は、長年にわたり様々な特権や自由によって強められたポーランドの聖職者たちの勢力と富や彼らの気質を警戒し、聖職者の影響力を恐れていた。他方でカトリックの聖職者はいつも新教の努力と進出を恐れていた。まことにこのように、時に、サン・ドミシエ城守ヒエロニム・オツリンスキ Hieronim Osoliński、ゴチ城守スタニスワン・ジャンラヒオン Stanisław Szafrańiec、ヤヌシウス・マクシミリアンスキ Jakub Niemojewski ほか、他の新教の諸派と共に、ドイツで成立したのと同様の宗教的平和に関する決議を行なおうと考えた。この平和の条件を私的に定め、しかるのちに公的な討議に持ち込もうという目論見であった。この協定のためにオツリンスキとマクシミリアンスキ、〔カトリック〕教会側からはクヤヴィ司教スタニスワフ・カルシノフスキが、他の元老院議員及び騎士身分の人びとと共に任命された。司教自らが文面を作成し、両宗派の元老院議員と各州からの全ての見識ある代議員

が声を合わせしこれを承認し、署名した。Heidensztein, *op. cit.*, s. 52-53. ハイデンシュタインが挙げた以外のメンペーで名前が知られてゐるのは次の六名である。カトリック側からは、ウヰンツィヤ州知事ヤン・シエラコフスキ Jan Sierakowski、ハムブノ州知事ヤン・シヤウヴェンスキ Jan Dziakowski、ブニヒェル城守ヤン・ヘルムル Jan Herburd、グダニスク城守ヤン・ノステカ Jan Koska、プロテスタント側からはサンデウヰン州知事ヨートルン・ズボロフスキ、グロニズノ城守ヤン・トニツキ Jan Tomicki。残り七名は「騎士身分の人びと」は詳細不明である。Korolko, *op. cit.*, s. 43. ハンブルクは、連盟協約の発案者は、ハイデンシュタインが名前を挙げていたヨートルン・ズボロフスキであると推測してゐる Gruszecki, *op. cit.*, s. 231.

⑤4 Phaza, *op. cit.*, s. 68-69. 司教団内の紛糾のためカレンコフスキは委員会を去り、代わりに主座大司教ウハンスキが議長となり、カトリック教会の代表者四名(ブウォニク司教ヨートルン・ツィコフスキ Piotr Myszkowski、ホズナン司教アダム・コナルスキ Adam Konarski、クラクフ司教フランチシク・クラシンスキ Franciszek Krasiński、ハムノ司教座聖堂参事会員ヨートルン・ノステカ Piotr Koska) が加わつた。Gruszecki, *op. cit.*, s. 232-233.

⑤5 Phaza, *op. cit.*, s. 65; Korolko, *op. cit.*, s. 52-53. 他にこのよきな修正が行なわれたかは不明である。

⑤6 但し日付は一月二八日となつてゐる。Ibid., s. 45.

⑤7 Phaza, *op. cit.*, s. 68.

⑤8 クラクフ州会は「選挙におきて始めて全員がこれ〔連盟協約〕を決議することを約束し、かつ〔召集議会におきて〕そうであつたように紙に書くのとはなく、羊皮紙に書かれるよう約束した。』*Akta sejmikowe województwa krakowskiego*, T. I: 1572-1620, wyd. S. Kutrzeba.

Kraków 1939, s. 28. ハンブルクとプロシヤ州知事ヤン・シヤウヴェンスキ Jan Dziakowski, *op. cit.*, s. 52-53. ハイデンシュタインが挙げた以外のメンペーで名前が知られてゐるのは次の六名である。カトリック側からは、ウヰンツィヤ州知事ヤン・シエラコフスキ Jan Sierakowski、ハムブノ州知事ヤン・シヤウヴェンスキ Jan Dziakowski、ブニヒェル城守ヤン・ヘルムル Jan Herburd、グダニスク城守ヤン・ノステカ Jan Koska、プロテスタント側からはサンデウヰン州知事ヨートルン・ズボロフスキ、グロニズノ城守ヤン・トニツキ Jan Tomicki。残り七名は「騎士身分の人びと」は詳細不明である。Korolko, *op. cit.*, s. 43. ハンブルクは、連盟協約の発案者は、ハイデンシュタインが名前を挙げていたヨートルン・ズボロフスキであると推測してゐる Gruszecki, *op. cit.*, s. 231.

⑤9 Kraków 1939, s. 28. ハンブルクとプロシヤ州知事ヤン・シヤウヴェンスキ Jan Dziakowski, *op. cit.*, s. 52-53. ハイデンシュタインが挙げた以外のメンペーで名前が知られてゐるのは次の六名である。カトリック側からは、ウヰンツィヤ州知事ヤン・シエラコフスキ Jan Sierakowski、ハムブノ州知事ヤン・シヤウヴェンスキ Jan Dziakowski、ブニヒェル城守ヤン・ヘルムル Jan Herburd、グダニスク城守ヤン・ノステカ Jan Koska、プロテスタント側からはサンデウヰン州知事ヨートルン・ズボロフスキ、グロニズノ城守ヤン・トニツキ Jan Tomicki。残り七名は「騎士身分の人びと」は詳細不明である。Korolko, *op. cit.*, s. 43. ハンブルクは、連盟協約の発案者は、ハイデンシュタインが名前を挙げていたヨートルン・ズボロフスキであると推測してゐる Gruszecki, *op. cit.*, s. 231.

⑤9 „Protestacja rycerstwa warszawskiego mazowieckiego przeciwko konfederacji...” in: Noailles, *op. cit.*, vol. III, p. 257.

⑤9 Korolko, *op. cit.*, s. 45.

⑤9 Phazycki, *Losy KW*, s. 111 所収のテキスト参照。

⑤9 Ibid.

⑤9 Phaza, *op. cit.*, s. 80.

⑤9 Orzelski, *op. cit.*, s. 105-106.

⑤9 Ibid., s. 102.

⑤9 フランス側に有利に戦いを導いたのはモンテパター一般の反フランス感情と駐ネーラン下大使ジャン・ド・モンリタク Jean de Monluc の巧みな工作であった。Gruszecki, *op. cit.*, s. 228-230. モンリタクはモンテパター懐柔策にこつとは後述。

⑤9 Phaza, *op. cit.*, s. 104.

⑤9 Ibid., s. 103.

⑤9 Ibid., s. 94-105; Gruszecki, *op. cit.*, s. 264-269.

⑤9 VL, II, fol. 897, par. 2.

⑤7 「諸条項」は宗教的平和の保障の他、国王自由選挙、二年毎、会期六週間の議会の召集、国王が議会の同意なしに宣戦・講和締結・軍事動員・課税・配偶者の決定等を行なうことの禁止、国王が誓約に違反した場合モンテパターの抵抗権等を定めつてゐる。Ibid., fol. 896-901. 貴族共和制期のポーランド国制史上、「諸条項」の占める位置は極めて重要であるが、ここでは立ち入った考察はできない。第一回空位期がもたらした政治システムの変化については、文献の指示も含め、次の論文が簡潔に扱つてゐる。S. Phaza, „Changes in the Political

System of the Polish Commonwealth after the Extinction of the Jagellonian Dynasty", *MPH*, 52 (1985), pp. 65-86.

② Praza, *Przemy*, s. 108-109; Gruszecki, *op. cit.*, s. 279-280.

③ Praza, *op. cit.*, s. 112-113. 署名・捺印の状態については Siemieniński, *Drugi Akt* 及び Korolko, *op. cit.*, s. 50-52 を参照。

④ Praza, *op. cit.*, s. 117; Gruszecki, *op. cit.*, s. 282-283.

⑤ 一五七三年一月十三日 Noailles, *op. cit.*, vol. III, p. 220.

⑥ Sobieski, *op. cit.*, s. 78, 99-101.

⑦ ナキメナ *Ibid.*, s. 185-189 に収められてゐる。

⑧ *Ibid.*, s. 90-91.

⑨ 使者はスホロンスキの秘書メンシヨフノスキ Przechawski *Ibid.*, s. 106.

⑩ *Ibid.*, s. 106-111.

⑪ この問題をめぐるフランス側の反応については、高橋薫「フランス宗教戦争期の若干のパンフレに於けるポーランドの政治的イメージについて」『論集』八駒沢大・外国語二五(一九八七)、三七—五三頁を

参照。

⑫ Serwanski, *op. cit.*, s. 132, 143-144. 使節団の構成については *Ibid.*, s. 109-110.

⑬ Praza, *op. cit.*, s. 125-120. このスホロフスキの言明が王権に対する

メンシヨフノタの自由を象徴する出来事として伝説化されていく過程については W. Sobieski, „Si non jurabis, non regnabis... Spór o przysięgę królewską”, w: *Id., Tytułowy Indu szlacheckiego*, s. 251-277.

⑭ Praza, *op. cit.*, s. 126.

⑮ *Ibid.*, s. 132-134; Serwanski, *op. cit.*, s. 147.

⑯ Praza, *op. cit.*, s. 152-153; Serwanski, *op. cit.*, s. 176.

⑰ *Ibid.*, s. 199. ホーランド逃亡をめぐるアンリの思惑については、西

澤龍生「国王の逐電——アンリ三世とポーランド——」『史の辺境にむ

けて——逆光のヨーロッパ——』、未来社、一九八六年、二三四—二

六七頁を参照。

⑱ Praza, *op. cit.*, s. 174-177.

第三章 連盟協約起草者の意図

寛容が適用される宗派の範囲の問題から始めよう。連盟協約の成立過程から見て、この協定がユダヤ教やイスラム教等の非キリスト教をも含むものとして定められたとは考え難い。また、上述のように召集議会で成立したテキストAにはギリシア正教会の聖職禄に関する言及が無かった。漸く召集議会後の地方議会レヴェルの討議の中でギリシア正教会の立場を考慮するという要求が出され、選挙議会の場で第四項後段の聖職禄保全に関する一文に正教会への言及が付加されたのである。従ってたとえ文面上は特定宗派の名を挙げずに宗教的平和共存の一般的原则として表現されているとしても、当

初の起草者達はキリスト教徒、しかも全体としてのプロテスタント勢力とカトリック教会との関係のみを念頭に置いていたと思われる。

但しその際、次の二点を指摘しておかねばならない。第一に、ワルシャワ連盟は宗教改革急進派を排除していない。連盟協約の制定には反三位一体派のシュラフタも関与していた^①。こうした最もラディカルな宗派をも包含するという点で、ワルシャワ連盟協約は「サントドミエシュの和約」とそれに基づく一五七〇年の憲法草案を超える画期的なものであった。第二に、起草者たちの念頭にあったのが直接的にはカトリック・プロテスタント間の関係であったにせよ、このような宗教的平和共存の発想の背後には、オジェルススキの記す連盟擁護論に見られるように、複合民族国家における複数宗教共存の経験があったのである。

次に寛容が適用される身分の問題であるが、テキストaにあった《*cuiuscumque status homines*》がいかなる範囲を示していたかをめぐって研究者の間で意見が食い違っている。S・プロワザはここで言う「諸身分」を連盟協約に署名した諸身分——元老院身分、シュラフタ身分、聖職者身分、王領都市民——とみなすのに対し、S・サルモノヴィチはより一般的な意味——即ち共和国に存在するすべての身分——にとっている^②。どちらか一義的に解釈する決め手に欠くが、仮にサルモノヴィチのように解釈すると第四項前段の内容と矛盾する可能性が出てくることは確かであろう。この点で結局この三語が削られたことは重要である。この削除によって第四項との矛盾は解消され、協約の対象となる身分の範囲を限定的なものともみなすことが可能となったからである。

それでは、その問題の第四項の領主—領民関係の規定はどのように解釈すべきであろうか。ワルシャワ連盟協約には幾つかの古い外国語訳が残っており、それらはいずれも《*rebus*》説に有利である。一六二〇年頃のドイツ語訳では《*in spiritualibus, quam in saecularibus*》^③ 《*in geistlichen und weltlichen Verbrechen*》^④ 一八世紀半ばの訳では《*sowohl in geistlichen als weltlichen Sachen*》となり、^⑤ 《*rebus*》をこっている。同時代のフランス語訳も同様

である (*«tant aux chouses spirituales que seculier»*)^⑤。さらに一五八八年に制定された第三リトワニア憲法に連盟協約が編入された際にはこの部分は *«tak w duchownych, jako i świeckich i zeczach»* とポーランド語訳され、やはり *«rebus»* を補っている^⑥。

しかし以上の例のみをもって *«rebus»* が入ると結論付けることはできない。前章で引いたサンドミェシュ州会の修正案は、同時代人の間でもこの部分をめぐって議論の余地があったことを示している。サンドミェシュのシュラフタは *«Donis»* を入れることで領民の信仰を問題とはしていないことを明確にするよう要求した。これはある意味で驚くべき先進的な主張であり、W・ソビエスキはこの *«a nie o wiarę»* (「但し信仰は問わない」) は、農民にも信仰の自由を認めたとという意味で「ポーランドの過去の最も美しい発言のひとつ」であると指摘している^⑦。

しかしながら、この修正案は採用されなかった。選挙議会版のテキストには *«rebus»* も *«bonis»* も挿入されず、文面は曖昧なままに残されたのである。このことは、同じサンドミェシュ州会が提案したギリシア正教会に関する付加がテキストBに採用されていることを考え合わせると、はなはだ示唆的である。明確な修正案が出されたにもかかわらず、一方でこれを退け、しかし他方で *«rebus»* を挿入して異論を封じようとしたということは、この曖昧さが意図的なものであったことをうかがわせる。

連盟に関与した人びとが故意に曖昧さを残したのだとすれば、そこにはどのような理由があったと考えられるだろうか。第一に、ワルシャワ連盟協約の当初の目的は、前章で見たように、空位期という例外的でしかも期間の限られた状況下での国内の秩序と平和の維持にあったのであり、起草者達の意図するところは、新たな体制の創出にはなく、可能な限り現状を維持することにあつたと思われる。第四項の領主—領民規定も、全体として見るならば、あくまでも宗教的な口実のもとで反乱が生ずるのを予防することに力点が置かれているのであって、現状に何らかの変化を及ぼそうとするものではない。連盟に参加したシュラフタにとっては従来通りの領主権の存続を確認しておくことが重要だったのであり、も

しこのような逸脱が信仰の口実のもとで生ずるならば、そのような時には、常に、そうであったように、現時において、各領主は〔中略〕不服従な領民を罰することができる。〕、この協約によって領主の信仰選択権を樹立することは少なくとも第一義的な課題ではなかったと考えられる。

第二に、「シュラフタの宗教改革」が進行する中で領主による信仰の強制を定めることが何を意味するかを考えなければならぬ。連盟の起草は、プロテスタント側の発案に依り、カトリック側の代表者の主導により行なわれた。ハイデンシュタインが協約の執筆者として挙げているクヤヴィ司教カルニコフスキは、一五七四年二月のアンリの戴冠式に際して次のように発言している。「自らの領民の財産と身体に対する権利は領主たちが持っている。しかし魂に対する権利は持っていない。そのような権利をも自らのものとするならば、そこから無神論が生ずるか、さもなければあらゆる宗教を侮蔑し忘れ去るか、どちらかである。」^⑦ 司教はこのように述べて領主の信仰選択権を否定した。前述のようにポーランドの宗教改革はシュラフタ中心であり、農民への浸透の度合いは弱かった。こうした状況のもとで協約に《eds》を明記して領主の領民に対する信仰の強制への道を聞くことは、カトリック教会にとって自らの足を掘り崩す行為に等しかったであろう。^⑧ といってサンドミッシュ州会の要求するように《eds》を挿入して農民の信仰の自由を認めることは論外であった。従って何らの修正も施されず、意図的に連盟協約は文意不明瞭なままに残されたのである。

連盟協約の内容と成立過程から、ポーランドの寛容の行方が、もっぱら聖俗領主から成る支配階層の手に握られていたことは明らかである。広範な宗教的自由を保障したこの協定は同時に、ポーランド法制史上、領主の領民に対する裁判権の独占を明示した文書として位置付けられる。^⑨ しかし支配階層内部の利害は一樣ではなかった。連盟協約第三・四項のテキストとそれをめぐる論争の経緯は、この協定が新旧両宗派の力関係の均衡のうえに成り立った微妙な妥協の産物であったことを物語っている。宗教的自由が保障され、「ヘンリック諸条項」への組み込みによってそれがシュラフタの基本的な権利に属すると認められたことは、王朝断絶前からカトリックとの同権を求めて闘ってきた改革派シュラフタ側の勝利で

あった。しかしながら、反三位一体派をも含む全宗派に等しく生存権が付与されたことで、サンドミェシュ三宗派による国教会設立の夢はむしろ遠のいた。他方、カトリック側は、「ありとあらゆる異端」との共存を法制上余儀なくされながらも、領主の信仰選択権問題を曖昧なままにとどめ、聖職禄の保全を取りつけることに成功したのである。

- ① 例えは「ポーランドのモキステネス」と呼ばれたマクシム・シニキ。S. Grzybowski, „Mikołaj Siemicki—Demosytenes sejmów polskich”, *ORP*, 2 (1957), s. 111-112.
- ② *Praca, op. cit.*, s. 66; Salmonowicz, *op. cit.*, s. 23. 当時のポーランド語で「身分 status, stan」といふ語の多義性について Janusz T. Maciuszko, „Staropolska Kategoria, stan” —Max Weber i słownictwo szlacheckie”, *PH*, 74-8 (1983), s. 425-449 を参照。
- ③ Sobieski, *A nie o wiarę*, s. 243-244.
- ④ *Ibid.*, s. 245.
- ⑤ Korolko, *op. cit.*, s. 56.
- ⑥ Sobieski, *op. cit.*, s. 250.
- ⑦ Korolko, *op. cit.*, s. 57 以下引用。
- ⑧ Siemicki, *Rabus*, s. 15-16.
- ⑨ Kaczmarczyk i Lesnodorski, *op. cit.*, s. 53.
- ⑩ シニキに於れば「一五七二年の時点での主要世俗元老院議員(廷臣・州知事・城守)の宗派別構成は次の通り。全六九名中、プロテスタント三六(うちカトリックよりの改宗者二一(カルヴァン派二一、ルター派七)、キリシム兄弟団一)、ギリシム正教よりの改宗者一五(全員カルヴァン派)」、カトリック二五、ギリシム正教八。Jobert, *op. cit.*, pp. 152-153.

おわりに

ワルシャワ連盟協約は、他の西欧諸国の寛容令のようにおびただしい流血の果てに結ばれたのではない。それは、既にヤギェウォ王朝断絶前に事実上存在していた寛容な社会状況を確認し、それに法的な保障を与えようとするものであった。その意味では連盟協約は現状の凍結を前提とする、非常時における政治的妥協の産物に他ならない。重要なのは、しかしそのような妥協を可能にした要因である。それは、ひとつには諸民族が共存する国家理性^{レゾン・デタ}の要請であったが、いまひとつには宗派間の敵対を上回るシムラフタ身分内の結合——それは政治的特権への宗教的自由の包摂によって支えられている——であったと言えよう。

仮に緊急避難的な意図から成立したにせよ、一旦国家の基本法として認知されれば法規は新たな意味を帯び始める。しかし、元来、法規が守られないがゆえに保たれていた寛容であるだけに、社会の法意識が根本的に変わらない限り、力関係の変化が生ずれば、今度は寛容を保障する法規自体が死文化する危険にさらされるとも言えるのである。本稿では連盟協約承認後の諸宗派共存の実態には踏み込めなかったが、その意味で、シュラフタにとつての政治的自由と宗教的自由との結合の在り方が、この協約の現実の機能を大きく左右するであろうことは予測できる。その変化を跡づけることは今後の課題としたい。

最後に、ワルシャワ連盟協約が政治的妥協の産物であったということは、それによって保障された寛容の意義を貶めるものではない。いかなる基盤の上に成り立つものであれ、宗教上の理由から生命が危険にさらされることのない社会は近世のヨーロッパにおいて貴重であった。ドイツからポーランドに逃れた反三位一体派マルチン・ルアル Marcin Ruar は、この国に來た理由として「王国の諸身分の連盟と国王の厳かな宣誓とによつて裏付けられた良心の黄金の自由」をあげている^②。この寛容な体制は一七世紀半ばには崩壊してしまうが、ポーランド人自身が分割以後の苦難の時代にこの協約を誇りにしていただけでなく^③、啓蒙時代のヨーロッパの知的成果がこの国に避難した人びとの遺産に負うところ少なからざるものがあつたことを思えば、一六世紀のポーランドの宗教的寛容は時代を越えた意義を持つていたことになるであろう^④。

① この問題に関しては本稿では現象面のトレースにとどまっている。

② この包摂の構造を政治理念のレヴェルで解明する作業は今後に残されよう。

③ W. Sobieski, „Marcin Ruarus”, RP, 1 (1921), s. 136.

④ J. Tazbir, „Polskie i obce opinie o konfederacji warszawskiej”, ORP, 19 (1974), s. 157-158.

④ 中山前掲論文参照。

⑤ ポーランドの宗教的寛容の歴史的意義に関しては次のような懐疑的な意見もある。「ワルシャワ」連盟はポーランド・ルネサンスの偉大な達成であった。しかしそれはルネサンスの終末期に成し遂げられた。それは既に多くの点で、ロッキングな世界の中で、ルネサンス的な調和ではなく暴力的な闘争が支配する世界の中で達成されたのである。

る。「中略」それ「連盟」は安定的な要因をなした。しかし世界は前に進んでいた。秩序でもなく、平和と調和でもなく、闘争と紛争が世界を前へと押し進めてきたのである。」S. Grzybowski, „Edyktu tolerancyjnego w Europie zachodniej”, *ORP*, 19 (1974), s. 49. しかし、こうした歴史哲学的な総括を急ぐ前に、一六世紀末から一七世紀半ばにかけて複数宗派の共存という与件がポーランド社会の中で帯びた

意味を宗教社会史的な視角から具体的に検討する必要がある。この問題については J. Tazbir, „Kilka uwag w kwestii tolerancji”, w: Id., *Szlaki kultury polskiej*, Warszawa 1986, s. 164-173 229 興味深い省察が見られる。

（島根大学法文学部講師

to formality—which is to say that because the foreign message is impolite, the Bakufu feels no need to reply —was to restrain the measures of replying taken by the Court and to secure the initiative of the Bakufu in diplomatic matters.

Second, I analyze the “February Strife” 二月騒動 that exposed the contradictions within the Bakufu just before the Mongol invasion. After the strife, the power of the Tokusō established the leadership of policy, but the Tokusō’s consciousness of political unrest was not resolved.

Third, behind the counterattack plan toward Korean Peninsular 異国征伐 there lay the instability of the defense system caused by the economic burdens and complaints of the Gokenin in Kyūsū. The plan attempted not only resistance of the foreign invasion, but also the reinforcement and reorganization of the defense system as well as the extension of the power base of the Tokusō.

Last, in order to restrain both the thought and behavior of warriors who had not considered the national crisis, and to unite and control them under the authority of the Shogun, the Bakufu gave orders that the temples and shrines in various provinces pray for the surrender of the foreign enemies, and conducted the restoration of the Ichinomiya and Kokubunji in various provinces.

The Conclusion of the Confederation of Warsaw: The Legal Foundation of the Religious Toleration in the Sixteenth-Century Poland

by

KOYAMA Satoshi

From the sixteenth to the mid-seventeenth century, Poland became an “Assylum of Heretics” in Europe. Various religious sects, including the radical reformers who were not admitted to live in Western Europe, coexisted peacefully. Why was it possible in this country? To answer this question, the author focuses on the Confederation of Warsaw, which was concluded to guarantee the religious peace in the first interregnum after the extinction of the Jagiellonian dynasty. Through the examination

of the text and the process of enacting this Confederation, the following points were indicated: 1) Before the extinction of the Jagiellonian dynasty, there already existed a *de facto* religious peace, which owed to the multinational *raison d'état* of Poland and the impaired functioning of the executive power as the result of the strong social ties of the *szlachta*. 2) The aim of the Confederation was not to establish a new regime, but to maintain the status quo in the interregnum as far as possible. 3) By this Confederation, Protestants were ensured the right to live as before, while Catholics consciously left ambiguous the problem of the seigniorial right to coerce one's own faith and secured the ecclesiastical benefices.